

世界の相続税制

1 注目される相続税制の動向

世界の富裕層にとって、相続税制（贈与税等を含む。）の有無及び税率の高低は大きな関心事といえる。

2000年以降、相続税制を廃止した国は、マカオ（2001年8月1日以降廃止）、シリア（2004年に廃止）、スロヴァキア（2004年に廃止）、スウェーデン（2005年1月1日以降廃止）、ポルトガル（2004年1月1日以降廃止）、香港（2006年2月11日以降廃止）、シンガポール（2008年2月15日以降廃止）、オーストリア（2008年8月1日以降廃止）等である。

2010年6月に公表された米国ボストン・コンサルティング・グループによる富裕層（資産100万ドル以上）に関する報告では、前年比で最も富裕層が増加したのは、シンガポール（35%増）、次にマレーシア、スロヴァキア、中国となっている（<http://news.ameba.jp/yucasee/2010/06/69795.html>）。

上に述べたように、シンガポールは、2008年2月15日以降相続税制を廃止し、スロヴァキアは2004年に同税制を廃止している。また、マレーシアは相続税制のない国である。中国の場合は、中国在住の者が富裕層になって増加したものであると思われるが、他の国の場合は、シンガポール、マレーシア、スロヴァキアに他国から富裕層が移住してきた結果と推測できるのである。したがって、相続税制の有無が富裕層獲得のための政策として有力な事項となるものと思われることから、今後の動向に注目する必要がある。

また、米国の場合、上記の国とは異なる事情により、遺産税を廃止している（贈与税は存続

している。）。ブッシュ前大統領は、就任時である2001年1月に景気刺激を目的とした税法改正法案を米国議会で成立させている（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001）。この改正において注目されたポイントの1つは、米国が2010年までに遺産税を暫時縮小して、2010年の1年に限って課税を停止することを決定したことである。それでは、以下に世界各国の相続税制の有無等について国名等を列挙したものを掲げることにする(注)。

2 相続税制のある国

相続税の課税方式は、遺産課税方式と取得者課税方式に分けることができるが、日本のように、取得者課税方式の変型である法定相続分課税方式の国、遺産課税方式の変型の方式を採用している韓国等があり、遺産課税方式と取得者課税方式を基本形としながら、各国の相続税制はまちまちといえる。

相続税制のある国は、アルバ、ベルギー、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、チリ、コロンビア、コンゴ、コートジボアール、クロアチア、チェコ、デンマーク、エクアドル、ギニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア、マダガスカル、マラウイ、モロッコ、モザンビーク、オランダ、オランダ領アンチル、北マリアナ諸島、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、プエルトリコ、セネガル、セルビア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、台湾、チュニジア、ト

Topics of International Taxation

ルコ、英国、米領ヴァージン諸島、ヴェネズエラ、ジンバブエである。

そのほか、相続時の課税はあるが、若干変則的な課税方式を採用する国には次のようなものがある。

- ① バーミューダ諸島は遺産課税であるが、納付は印紙で行う。
- ② ブラジル及びスイスの相続税制は州税である。
- ③ 米国は、連邦税としての遺産税と州税（すべての州ではない。）としての相続税がある。
- ④ 相続税制としてではなく、相続した財産の所有権の移転時に移転に係る課税を行う国としては、カナダ、ジャマイカ、マルタ、セイシェル（相続税制はないが、相続財産の移転に印紙税課税）、ウクライナ、ウルグアイがある。
- ⑤ モーリシャスは、相続税はなく贈与税のみの課税である。

3 相続税制のない国

タックスヘイブンである国等以外でも、比較的経済規模の大きな国であっても相続税制のない国がある。なお、以下に掲げる相続税制のない国には、本稿冒頭に掲げた相続税制を廃止した国は含まれていない。

相続税制のない国は、アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バルバドス、ベラルーシ、ボリビア、ボツワナ、英領ヴァージン諸島、カンボジア、ケイマン、中国、コスタリカ、キプロス、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、エストニア、エチオピア、フィジー、グルジア、ガーナ、グアム、ジャージー、ホンジュラス、インド、インドネシア、マン島、イスラエル、ジャージー、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、ラオス、ラトビア、レソト、リビア、マレーシア、モルジブ、モーリタニア、メキシコ、モルドヴァ、ナミビア、

ニューージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サウジアラビア、スリランカ、タンザニア、タイ、トリニダードトバゴ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ベトナム、ザンビアである。

上記の国々のうち、わが国との経済的・人的交流という関係からして、オーストラリア、中国、インドネシア、マレーシア、ニューージーランド、タイ等に相続税制がないことは注目される場所である。

4 相続税制におけるトピックス

台湾の相続税は、遺産課税方式であり、2009年改正まで10段階の税率で最高税率は50%であった。台湾の相続税制は1973年に創設されたもので、相続税とその補完税である贈与税から構成されている。

台湾は、2009年の税制改正により、相続税制の改正を行い、相続税及び贈与税の税率を10%の単一税率にしている。また、相続税及び贈与税に係る各種控除の金額を引き上げている。

台湾がこのような改正を行った理由としては、一つは、香港、シンガポールの相続税制廃止に刺激されて、富裕層の移住等を目論んだものといえる。また、一般的な視点として、納税義務者の財産形成を促進するという観点もあったものと思われる。それ以外に、台湾は、営利事業所得税（法人税）の税率を、2010年5月に17%に引き下げることを選定している。この税率は、2009年に25%から20%への引下げが行われたばかりであり、台湾の税制改正が急激に行われているのである。

(注) ERNST & YOUNG, The 2009 global executive.

中央大学商学部教授

矢内 一好